

疾病保障付生命共済事業規程

第1章 総 則

（通 則）

第1条 情報産業労働組合連合会（以下「情報労連」という）は、情報労連規約第11条2項により情報産業労働組合連合会共済事業本部（略称「労連共済本部」という）を設置し、定められた情報産業労働組合連合会共済事業規約（以下「事業規約」という）に基づき、規約第3条（1）②ならびに（3）①に定める「疾病保障付生命共済」の事業を行う。

（事 業）

第2条 労連共済本部は、疾病保障付生命共済事業を実施するにあたり、その生命共済部分の取り扱いを本規程で実施し、その疾病保障部分については、ジブラルタ生命保険株式会社（以下「保険会社」という）の無配当医療保険（定期型・傷病別一括給付型）約款、医療保障付定期保険約款および新医療保障付定期保険約款（以下「医療保険約款」という）の該当する特約条項によるものとする。

2 生命共済事業は共済契約者から、共済掛金の払い込みを受け、被共済者の共済契約期間中に生じた死亡および障害を共済事由とし、その事由発生により共済金を支払う事業を行う。

（共済契約者の範囲）

第3条 共済契約ができる者は、事業規約第5条の範囲であり保険会社と無配当医療保険（定期型・傷病別一括給付型）、医療保障付定期保険および新医療保障付定期保険（以下「医療保険」という）について契約が成立している者とする。

（被共済者の範囲）

第4条 被共済者となることができる者は、前条の共済契約者、ならびに共済契約者の配偶者および生計を一にする子であって、第11条の定めによる契約日現在における契約年齢が3歳から70歳以下までの者とする。

2 前項の定めにかかわらず、配偶者および子が別に定める職業に従事している場合は、被共済者としなないか、もしくは加入口数を制限するものとする。別に定める職業は、（別表1、2）のとおりとする。

（契約年齢の計算）

第5条 疾病保障部分の契約日における被共済者の契約年齢は、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を越えるものは1年とする。なお、契約更新についても同様とする。

（契約期間および更新）

第6条 共済契約の期間は、契約日から10年とし、10年を単位に更新できるものとする。

- 2 共済契約の更新は、在職中に契約期間が満了となった場合は、拒否の申し出がない限り自動更新とする。

ただし、契約期間中に退職または組合を脱退した場合、退職月または脱退月の末日をもって生命共済部分の共済契約は終了する。

なお、2023年12月31日までに退職または組合を脱退した場合は、在職中の期間を含め、10年の期間の満了時をもって生命共済部分の共済契約は終了する。

(共済金受取人)

第7条 この共済契約にかかわる共済金受取人は、共済契約者とする。

- 2 共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 共済契約者の配偶者（内縁関係の者を含む）
 - (2) 共済契約者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (3) 前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡当時その収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 3 前号に掲げる者が共済金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
- 4 共済金の支払いを受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支払う。

(共済金受取人の代表者)

第8条 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代表する者とする。

- 2 前項の代表者が定まらないか、または代表者の所在が不明であるときは、労連共済本部が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずるものとする。

(共済契約の締結)

第9条 共済契約の申し込みをしようとする者は、疾病保障付生命共済契約申込書に必要事項を記入の上、その者が所属するN T T労組の分会、労連都道府県協等の事務局、N T Tグループ各社厚生担当者等を通じ取扱代理店に提出しなければならない。

- 2 保険会社が前項の申込書を受理し、医療保険契約の締結について承諾ことができるときは、保険会社は、「生命保険証券」を発行し、共済契約者に交付する。

なお、本事業規約の生命共済に係わる加入の証は、特に発行しない。

- 3 保険会社が加入の申し込みを承諾しないときは、保険会社から加入希望の組合員に「加入おことわりの通知」を送付する。

（契約内容の提示）

第10条 労連共済本部は、共済契約の申し込みを受けたときには、共済契約申込者に対して共済契約の内容となるべきものを、あらかじめ正確に提示しなければならない。

（効力の発生）

第11条 この共済契約は、第1条でいう保険会社が契約の締結を承認し、共済掛金が賃金より控除された日の属する月の1日を共済契約日とし、その日から効力を生ずるものとする。

ただし、本契約は、保険会社との契約部分に当る医療保険の契約満了日の属する月の末日をもって終了するものとする。

2 共済契約者が保険会社の医療保険約款により契約が無効とされた場合においても、契約者の配偶者および子について医療保険の契約が効力を生じたときは、この契約についても効力が生じるものとする。

3 無給休職となった契約組合員が、休職後においてもこの共済契約を継続する場合は、医療保険料を保険会社に払い込むと共に、生命共済部分の掛金を労連共済本部に払い込まなくてはならない。

4 保険会社において保険料免除となった契約者の生命共済掛金については、同様に免除とし、効力を継続する。

第2章 共 済 契 約

（共済契約の最高限度）

第12条 この共済契約の契約口数の最高加入限度は、被共済者1人あたり2口とする。

なお、医療保険の最高加入限度は、被共済者1人あたり基本契約2口と傷病別一括給付型1加入とする。

（共済掛金額）

第13条 この共済契約の掛金は、基本契約1口について月額100円とする。

（共済掛金の払い込み）

第14条 共済掛金は月払いとし、労連共済本部の指定する期日に、指定した場所に払い込むものとする。

2 共済契約者が退職した場合は、年払い、または月払いによりこの契約の継続を取り扱うことができる。

この場合、退職後の手続案内にしたがい、必要とする手続きを行うものとする。

3 退職後のこの契約の適切な契約管理のため、退職時に選択した払込方法の変更については取り扱わないこととする。

（共済契約者による解約）

第15条 共済契約者は、いつでも将来に向かってこの共済契約を解約することができる。

ただし、この契約の解約は、医療保険の解約請求により取り扱うこととする。

- 2 共済契約者が、この共済契約を解約しようとするときは、解約払戻金請求書に必要事項を記入して、所轄の取扱代理店に提出しなければならない。

（共済契約の変更）

第16条 共済契約者は、いつでも将来に向かって、この共済契約を減口することができる。

- 2 共済契約者が、この共済契約を減口する場合は、所轄の取扱代理店を経由し、保険会社に医療保険の解約請求を行わなければならない。
- 3 共済契約者が、医療保険における基本契約の内容を変更する場合は、保険会社において契約変更手続きが完了した日の属する月の末日をもって生命共済部分の共済契約は終了となる。

（共済契約の解除）

第17条 労連共済本部は、共済契約者が、故意または重大な過失により、「疾病保障付生命共済申込書」に明示する告知事項について、事実をかくしまたは不実なことを記載し、保険会社により契約を解除された場合には、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- 2 労連共済本部は、前項の定めによる解除を共済事故発生後に行った場合においても、共済金を支払わない。すでに共済金の支払いを行っていたときは、その返還を請求することができる。

ただし、共済事故の原因が、前項のかくした事実または不実の記載にもとづかないときは、この限りではない。

- 3 労連共済本部は、共済契約者が第3条に定める共済契約者となる資格を喪失したときは、将来に向かって共済契約を解除することができる。
- 4 第1項の解除権は、労連共済本部が解除の原因を知った日から1ヵ月間行なわなかった場合、または共済契約をはじめて締結したときから5年以上を経過した場合において、なお共済契約が継続しているときは、消滅するものとする。

（共済契約の無効）

第18条 被共済者が共済契約日にすでに死亡していたときは、共済契約は無効とする。

- 2 共済契約日に被共済者の契約年齢が第4条第1項に定める契約年齢の範囲外であったとき、また、第4条2項に定める職業に従事しその制限を越える場合は、共済契約は無効とする。
- 3 前各項の定めにより共済契約が無効であった場合において、共済金を支払っていたときは、労連共済本部は、その支払った共済金の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第19条 共済掛金が第14条に定める払い込み期日の翌日から3ヵ月間払い込まれなかったときは、共済契約は掛金の払い込みのなかった月にさかのぼって効力を失うものとする。

（共済掛金の払戻し）

第20条 労連共済本部は、第17条または第18条の定めにより共済契約が解除もしくは無効となった場合は、当該共済契約の未経過共済期間にあたる月数の共済掛金を共済契約者に

払い戻すものとする。

（共済金の請求）

第21条 共済金の受取人は、共済期間中に共済事故が発生したときは「給付金・保険金等請求書」等に所要事項を記入し、必要書類を添えて所轄の取扱代理店を経由し保険会社に請求するものとする。

2 労連共済本部は、保険会社から送付される請求書等の「写し」をもって、労連共済本部への請求とみなすものとする。

ただし、共済受取人が第7条2項に該当する場合および第22条の支払事由に該当する場合は、労連共済本部が定める書式による「共済金請求書」および必要とするその他の書類を労連共済本部に提出し、共済金の支払い請求をするものとする。

3 前項において、必要とするその他の書類は、次の各号に定める書類をいう。

- （1）戸籍全部事項証明書および印鑑証明書等、共済金受取人を確認するための書類
- （2）共済金受取人が2人以上いる場合、同順位者の委任状および印鑑証明書等、共済金受取人の代表者を確認するための書類ならびに誓約書
- （3）共済金受取人が未成年者および成年後見人等の制限行為能力者の場合、戸籍全部事項証明書および登記事項証明書等、法定代理権を確認するための書類
- （4）共済金受取人が行方不明となっている場合、財産管理人選任の審判書の写し等、不在者財産管理人の権限を証する書類

（共済金の支払い）

第22条 労連共済本部は、医療保険の死亡保険金、高度障害給付金が支払い対象にならない場合であっても、次の場合には共済金を支払うこととする。

- （1）高度障害を含むその他の障害
- （2）共済加入後1年末満の自殺
- （3）共済掛金が払い込まれた日の属する月の1日からの共済事故

なお、この共済金の請求は「給付金保険金等請求書」または「共済金請求書」に必要事項を記入し、診断書を添付して労連共済本部に行なうものとする

2 労連共済本部は、共済金の請求を受けた場合、労連共済本部が共済金の支払い請求に必要な書類を受理した日から15日以内に共済金を支払わなければならない。

ただし、特別に審査・検討を必要とする請求については、この限りではない。

（共済金の支払い停止）

第23条 労連共済本部は、次の各号の一に該当するときは、共済金を支払わない。

- （1）共済金受取人または共済金を受け取るべき資格をもつ者より、被共済者において共済金を受け取ることを目的とした故意の事故を生ぜしめたとき
- （2）共済金受取人が、共済金請求書に故意に不実のことを表示し、または偽造もしくは変造したとき
- （3）医療保険約款に定める復活をした場合において、本契約の第19条による失効が

ら、復活日までの期間に共済事故が発生したとき

(時 効)

第24条 共済金受取人が、第21条の定めによる共済金請求の手続を3年間行わなかったときは、時効によって消滅する。

また、民法第30条による失踪宣告を受けたときから2年をもって時効とする。

(共済金額)

第25条 共済契約の共済金額は、次の各号による。

(1) 被共済者が共済契約期間中に死亡した場合には、共済契約1口につき50万円の共済金を支払う。

(2) 被共済者が保険会社により高度障害と認定され保険会社との契約が消滅した場合は、本共済においても50万円の共済金を支払い、契約を終了する。

(3) 被共済者が共済契約期間中に、傷病のため前(2)項に該当しない障害となった場合には、「障害者手帳」の受領をもって1口10万円の共済金を支払う。

ただし、共済金を支払った後、前(1)項の死亡、前(2)項の高度障害と認定された場合には、既に支払った10万円を差し引いた残額を支払う。

(4) 不慮の事故死による死亡および高度障害に対する共済金額

死亡および高度障害の原因が不慮の事故である場合は、共済金の額を共済契約1口につき75万円とする

不慮の事故の範囲は次のとおりとする

ただし、自責による事故の場合は除く

- ① 業務災害
- ② 交通事故
- ③ 火災
- ④ 天災
- ⑤ 感染症

(5) 業務災害に準ずる扱いで認定された場合は、次の理由による死亡および高度障害に対しても1口につき75万円とする

- ① 通勤途上における災害（NTTグループ各社は、通勤災害補償協約を締結）
- ② 勤務時間内（出張中を含む）においては、疾病を原因とする死亡のうち会社に「業務災害に準ずる扱い」と認定された場合

ただし、レク、スポーツ、運動競技会等参加の場合は除く

(6) 共済金の減額

被共済者が死亡し、または障害となった場合、つぎの各号の一に該当するときの共済金の額は、それぞれ各号に定める金額とする

- ① 被共済者が共済契約の効力の生じた日から満1年以内に、自殺または重大な過失によって死亡し、または障害となったときは、共済金額の100分の50に相当す

る金額

② 被共済者が直接たると間接たるとを問わず、共済契約申し込みの当時、すでに罹患していた疾病もしくは受傷していた傷害を原因として共済契約の効力の生じた日から60日以内に死亡し、または障害となったときは、共済金額の100分の30に相当する金額

③ 被共済者が直接たると間接たるとを問わず、共済契約申し込みの当時、すでに罹患していた疾病もしくは受傷していた傷害を原因として共済契約の効力の生じた日から180日以内に死亡し、または障害となったときは、共済金額の100分の50に相当する金額

(7) 前項の定めは、満了した共済契約を継続して、あらたな共済契約が締結された場合の、満了した共済契約の共済金額に相当する共済契約の部分および共済期間の中途において共済金額を増額するため共済契約が変更された場合の変更前の共済契約の共済金額に相当する共済契約の部分については、はじめて当該共済金額によって共済契約が締結された日から起算して適用するものである。

第3章 異議の申し立て

(異議の申し立て)

第26条 共済契約および共済金の支払いに関する労連共済本部の処分に不服がある共済契約者または共済金受取人は、労連共済本部に対して、異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議の申し立ては、労連共済本部の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。

3 第1項の定めによる異議の申し立てがあったときは、労連共済本部は、異議の申し立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申し立てをした者に通知しなければならない。

第4章 雑 則

(事業の休止または廃止)

第27条 労連共済本部は、共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、大会もしくは中央委員会の承認を得るものとする。

(事業の実施方法)

第28条 労連共済本部は、共済事業の運営に関する事務の一部を他の団体に委託することができる。

(剰余金の処分)

第29条 この共済事業の運営において、剰余金が生じた場合、労連共済本部は、その利益処分に対して総会の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃ならびに事業の運営にあたって必要な事項は、情報労連全国大会もしくは中央委員会において承認を得なければならない。

付 則

(施行期日)

この規約は、1987年 1月1日から施行する。

この規約は、1989年12月1日から一部改正施行する。

この規約は、1992年12月1日から一部改正施行する。

この規程は、2006年7月20日から一部改正施行する。

この規程は、2008年7月17日から一部改正施行する。

この規程は、2012年7月19日から一部改正施行する。

この規程は、2022年7月29日から一部改正施行する。

この規程は、2023年7月13日から一部改正施行する。

(別表 1)

加入取り扱いのできない職業

業 種	内 容
鉱 業	鉱山および炭坑の坑内・坑外作業に従事している者
プロスポーツ	騎手、競艇選手、競輪選手、サーカス団員、レスラー、ボクサー、レーサー、力士、猛獣の訓練師・飼育係等
その他	庶民金融業従事者（サラ金） 風俗営業関係者

(別表 2)

加入口数が 1 口までの職業

業 種	内 容
漁 業	海女・湾内・内海の沿岸・日帰り漁業従事者 500トン未満の漁業従事者
運輸業	500トン未満の客船・貨物船乗組員 ハイヤー・タクシー・トラック・陸送乗務員 航空機搭乗員（注） 港湾荷役現場作業員
林 業	伐木・筏・運材従事者
採石業	採石・土砂採取作業者
その他	土木建築作業員
	高所作業者
	電気工事作業者
	行商・呼売・露天商・クツミガキ・回収業者
	潜水・潜函・サルベージ・港湾建設作業員 危険物・有毒物取扱者 不動産仲介業・個人金融業等の従事者 無職・フリーアルバイト（フリーター） 資産生活者

（注）JAL、ANAとそれ以外の国内上位8社および日本への定期就航路線をもつ外国航空会社以外の会社（テストパイロットは除く）

※定期健康診断書の写しの提出によって基本契約2口目、または新オプションに加入出来る場合がある。